

## 「生活・仕事相談会(8月)」開催のご案内

るもい生活あんしんセンターでは、生活や仕事等でお困りの方を対象に相談会を開催しています。相談は無料で行っていますので、ぜひご活用ください。

詳しくは、下記の予約・お問い合わせ先までご連絡をください。

### ■日時

- 8月8日(月) ①14時00分～14時50分  
②15時00分～15時50分  
8月23日(火) ①14時00分～14時50分  
②15時00分～15時50分

### ■場所

小平町文化交流センター1階 和文化作法室1

### ■料金

無料

### ◎予約・問い合わせ先

自立相談支援事業所「るもい生活あんしんセンター」  
☎0164-56-1616

## 北方領土返還要求運動強調月間について

北方領土返還要求運動(令和4年8月1日～令和4年8月31日)の一環として、次の施設に署名コーナーを設けました。

ぜひ、ご利用ください。

- \*役場本庁舎ロビー
- \*鬼鹿支所・達布支所
- \*道の駅 おびら鯨番屋

### ◎問い合わせ先

小平町企画振興課企画振興係  
☎0164-56-2111(内線207・208・289)



## Jアラートでの情報伝達訓練

地震や津波、武力攻撃などの発生に備え、下記のとおり情報伝達訓練を行います。

### ■日時

8月10日(水) 11:00ころ

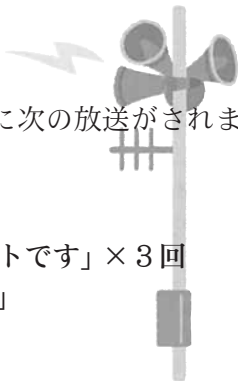
### ■訓練で行う内容

町の防災行政無線から、一斉に次の放送がされます。

- ①上り4音チャイム
- ②「これは、Jアラートのテストです」×3回
- ③「こちらは、防災おびらです」
- ④下り4音チャイム

### ◎問い合わせ先

小平町企画振興課企画振興係  
☎0164-56-2111(内線207・208・289)



# information 各種情報

## インボイス制度について

### ■インボイス制度とは

- \*インボイス制度とは、令和5年10月1日から始まる消費税の仕入税額控除の方式です。
- \*インボイス制度においては、買手は消費税の仕入税額控除のために、原則として、売手が交付するインボイスを保存する必要があります。
- \*売手がインボイスを交付する場合は、登録番号の記載が必要であり、登録番号を取得するためには登録申請手続が必要です。

### ■登録申請手続

- \*インボイス制度が始まる令和5年10月1日から登録を受けるには、原則、令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。
- \*期限間近には申請が集中し、処理に一定の時間を要する場合があります。  
申請を予定されている事業者の方は早期提出にご協力ください。

### ■インボイス制度説明会・登録申請相談会のご案内

- \*税務署では、インボイス制度の概要を説明する「インボイス制度説明会」や登録申請を希望される方へ、スマートフォンを利用した登録申請手続を説明する「登録申請相談会」を開催しています。詳細は、札幌国税局HPに掲載しておりますので、ご確認ください。

### ◎問い合わせ先

消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター

☎0120-205-553【フリーダイヤル(無料)】

受付時間(土日祝除く) 9:00～17:00

- \*個別相談については、留萌税務署へご相談ください。